

住民基本台帳の閲覧状況について

令和7年 4月現在
愛媛県喜多郡内子町

住民基本台帳法第11条第3項及び同法第11条の2第12項の規定に基づき、閲覧状況について公表します。

令和6年4月1日～令和7年3月31日閲覧分

閲覧年月日	閲覧者(受託者)	申出者(委託者)	閲覧事項の利用目的	閲覧に係る住民の範囲
R6.5.17	防衛省 自衛隊愛媛地方協力本部長 1等陸佐 真部 亮太	防衛省 自衛隊愛媛地方協力本部長 1等陸佐 真部 亮太	「自衛官及び自衛官候補生に関する募集事務」実施のため対象者抽出	町内全域 H18.4.2～H19.4.1までに生まれた日本人
R6.8.15	一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本 恭久	内閣府 政策統括官(共生・共助担当) 付高齢社会対策担当 企画官 須藤 圭亮	「高齢者対策総合調査(高齢者の経済生活に関する調査)」実施のための対象者抽出	立山 S39.9.30以前に生まれた男女